

動き出した“市民が担う後見人”の養成



～ 気軽に相談でき、誰にでも使いやすい制度に～

後見人が不足している

成年後見制度を利用する場合に重要な役割をする後見人は家族になる事が多いのですが、それ以外にも弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家ですが請け負う場合もあります。しかし、その数は圧倒的に不足しています。

いざ利用しようとしたとき「相談窓口が少なく、後見人になってくれる相手が見つからない」という現実が、この制度の普及を妨げている最大の理由かもしれません。

そこで家族や専門家の後見人の中間的立場で、後見人のサポートや利用者を支援するボランティアの存在が求められています。

成年後見アドバイザーの養成

高齢社会NGO連絡協議会（堀田力会長、略称高連協）の活動のひとつとして、（財）シニアルネサンス財団が「成年後見アドバイザー養成講座」を開講しました。この講座は成年後見制度の利用を促進するサポーターを養成することを目的にしています。今年1月から3月にかけて全国67カ所で開講され、約2800人が受講しました。

高連協の成年後見推進のメンバーである、財団の河合事務局長は、「後見人は一定の知識とやる気さえあれば一般市民でも役割を果たすことは可能だ。そしてこの制度が誰にとっても使いやすい制度にならなければ高齢者の問題は解決しない。」との強い思いで、成年後見アドバイザー養成を始めたと話しています。

後見人サポーターは団塊の世代に

この後見人サポーターの受け皿として、来年度以降大量の定年を迎える「団塊の世代」の活躍が期待されています。社会参加や学ぶことへの意欲が強い団塊の世代が、後見人として高齢者を支えてくれることになれば、この制度がもっと広がるのではないのでしょうか。

介護保険法改正で4月から全国の市区町村に「地域包括支援センター」が設置されましたが、ここが相談窓口になり利用が増えると、後見人サポーターの活躍の場は広がりそうです。

今後も各団体が養成講座を企画しているようです。また講座修了者にはフォローアップ研修でブラッシュアップを図り、近い将来市民後見人・成年後見アドバイザーとして実践活動に入るための準備を進めています。

（成年後見アドバイザーに関するお問い合わせは
03-3230-1171 シニアルネサンス財団）

広がる自治体の動き

普及促進を図る動きは、自治体や関係団体においても次第に活発化してきています。東京都は今年3月に約200人の応募者の中から「社会貢献型後見人」として60名の市民後見人を育成して、各区や市の窓口に配属しました。本格的な取組みが遅れている全国の自治体でも、今後積極的な体制整備が図られるものと思われます。



< 関係機関問い合わせ先 >

東京弁護士会・高齢者障害者総合支援センター
「オアシス」 03-3581-2626
第一東京弁護士会 成年後見センター
「しんらい」 03-3595-8575
第二東京弁護士会・高齢者障害者財産管理
センター「ゆとりーな」 03-3580-6688

（社）成年後見センター・リーガルサポート
（司法書士団体） 03-3359-0541
成年後見センター ぱあとなあ東京
（東京社会福祉士会） 03-5215-7365
法務省民事局 03-3580-4111(代)
東京家庭裁判所 03-3502-8311(代)
日本公証人役場事務局 03-3503-4355